9	当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域を
	管轄する特別区または市町村の名称及びその地域の町名

9 当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域を管轄する特別区 又は市町村の名称及びその地域の町名

本事業の実施による大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスが環境に影響を及ぼすおそれのある地域は、図 9-1 に示す範囲とし、環境に影響を及ぼすおそれのある範囲が最も広くなる大気汚染推定範囲(半径 1.6km)とした。

当該地域を管轄する特別区及び市町村の名称及び地域の町名は、表 9-1 に示すとおりである。

表 9-1 当該地域を管轄する特別区及び市町村の名称及び町名

表 9-1 当該地域を管轄する特別区及び市町村の名称及び町名						
特別区及び	正及び町名					
市町村の名称	四 名					
東京都江戸川区	江戸川一丁目、江戸川二丁目、江戸川三丁目、江戸川四丁目の一部、 篠崎町四丁目の一部、篠崎町六丁目の一部 下篠崎町の一部 西瑞江三丁目の一部、西瑞江四丁目の一部 東篠崎一丁目の一部、東篠崎二丁目 東篠崎町の一部 東瑞江一丁目、東瑞江三丁目 瑞江二丁目の一部、瑞江三丁目の一部 南篠崎町一丁目、南篠崎町二丁目、南篠崎町三丁目、 南篠崎町四丁目の一部、南篠崎町五丁目					
千葉県市川市	相之川一丁目、相之川二丁目、相之川三丁目、相之川四丁目 新井一丁目の一部、新井二丁目の一部、新井三丁目の一部 伊勢宿 入船の一部 押切 欠真間一丁目、欠真間二丁目 香取一丁目、香取二丁目 香取一丁目、香取二丁目 行徳駅前二丁目、行徳駅前三丁目、行徳駅前四丁目 塩焼三丁目の一部 末広一丁目、末広二丁目の一部 東広一丁目の一部、富浜三丁目の一部 新浜一丁目の一部、広尾二丁目の一部 本尾一丁目の一部、広尾二丁目の一部 福栄一丁目、福栄三丁目の一部 本行徳の一部 本塩の一部 奏新田 奏新田 奏新田一丁目、湊新田二丁目 南行徳一丁目の一部、南行徳三丁目の一部					

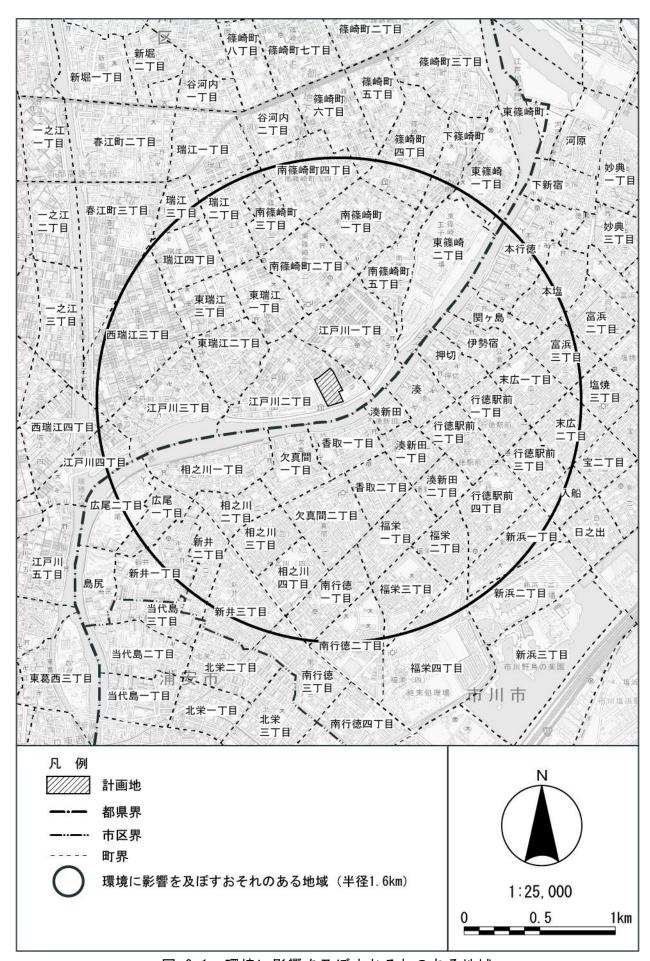


図 9-1 環境に影響を及ぼすおそれのある地域